

## 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則

(平成 15 年 7 月 1 日 規則第 98 号)  
最終改正 (令和 8 年 5 月 19 日 規則第 72 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和 51 年法律第 42 号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和 51 年政令第 131 号)及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成 15 年農林水産省令第 55 号)に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関して必要な事項を定めるものとする。

(借受資格)

第 2 条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける資格(以下「借受資格」という。)を有する者は、次に掲げる者とする。

- 1 林業従事者たる個人
  - 2 木材産業に属する事業を営む者(資本金の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が 100 人(木材製造業を営む者にあつては、300 人)以下の会社若しくは個人に限る。)
  - 3 前 2 号に掲げる者の組織する団体
  - 4 前 2 号に掲げる者が法人格のない団体であるときは、次に掲げる条件を有する者イ 林業若しくは木材産業の経営、林産物の生産若しくは販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。ロ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。
  - 5 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が 300 人以下のものに限る。)
  - 6 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。)第 4 条第 2 項第 2 号ロの措置(以下「支援措置」という。)を行う同法第 12 条第 1 項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が支援措置を行う場合における当該認定中小企業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、借受資格を有しない。
- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)
  - 3 前 2 号に掲げるもののほか、その者を貸付けの相手方とすることによって、暴力団を利することとなるものとして別に定める者

(貸付資格の認定)

第3条 借受資格を有する者のうち、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定（以下「貸付資格認定」という。）を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（別記第1号様式）及び知事が別に定める書類を、知事に提出するものとする。

2 前項の規定による林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出は、認定申請者の住所地又は主たる事務所の所在地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む者であって次に掲げるものを經由してすることができる。

1 市町村長

2 農林事務所長

3 第27条第1項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付に係る事務の一部の委託を受けた次に掲げる者（以下「事務委託機関」という。）

イ 森林組合法（昭和53年法律第36号）第101条第1項第3号の事業を行う森林組合連合会

ロ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第2号の事業を行う木材協同組合連合会

3 事務委託機関は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出があったときは、これを市町村長に送付するものとする。

4 市町村長は、前2項の規定による林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出又は送付があったときは、これを農林事務所長に送付するものとする。この場合において市町村長は、当該貸付資格認定申請書の内容について林業振興上の意見があるときは、意見書を添付することにより意見を述べることができる。

5 農林事務所長は、第1項又は第3項の規定による林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出又は送付があったときは、当該貸付資格認定申請書に認定の適否に関する意見書を添え、知事に送付するものとする。

6 知事は、林業・木材産業改善措置の内容が次に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が、申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、貸付資格認定を行うものとする。

1 新たな林業部門の経営の開始（林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）

2 新たな木材産業部門の経営の開始（木材産業に属する事業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）

3 林産物の新たな生産方式（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものをいう。）の導入

4 林産物の新たな販売方式（従来の技術又は経営方法では対応できない新しい販売の方式をいう。）の導入

5 林業労働に係る安全衛生施設（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械又は施設をいう。）の導入

6 林業労働に従事する者の福利厚生施設（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等をいう。）の導入

7 知事は、貸付資格認定をした場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（別記第2号様式）を認定申請者に交付するものとし、貸付資格認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。

（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）

第4条 一 林業従事者等に係る林業・木材産業改善資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の合計額の限度は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあつては、当該協議して定めた額とする。

2 貸付金の償還の期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる資金にあつては、当該各号に定めるとおりとする。

1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1条に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従つて同項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

3 農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号ロの措置を実施するのに必要な法第2条第1項（農商工等連携促進法第13条第1項の規定により適用される場合を含む。）に規定する資金 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従つて同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するのに必要な法第2条第1項に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

5 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な法第2条第1項に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な法第2条第1項に規定する資金 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な法第2条第1項に規定する資金 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

- 8 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な法第 2 条第 1 項に規定する資金 12 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）
- 9 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な法第 2 条第 1 項に規定する資金 12 年以内（5 年以内の据置期間を含む。）
- 10 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項の認定を受ける者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な法第 2 条第 1 項に規定する資金 12 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）
- 11 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 19 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号の林業・木材産業改善措置を実施し、又は同法第 21 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な法第 2 条第 1 項に規定する資金 12 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）
- 3 前項の規定にかかわらず、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（同日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに対し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令 132 号）に基づき東日本大震災の後令和 9 年 3 月 31 日までに貸し付ける場合の償還期間は、13 年以内（6 年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第 7 号及び第 9 号を除く。）に掲げる資金にあつては、それぞれ当該各号に定める償還期間及び据置期間（前項第 8 号、第 10 号及び第 11 号に掲げる資金にあつては、据置期間に限る。）に 3 年を加算した期間とする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 37 条第 2 項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が第 2 項第 1 号に掲げる資金の貸付けを受ける場合の償還期間は、同号に定める償還期間に 3 年を加算した期間とする。
- 5 償還の方法は、償還期間を 1 年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、据置期間を設けた貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うものとする。

（直貸貸付けの申請）

第5条 県が行う法第3条第1項の貸付け（以下「直貸貸付け」という。）の申請者（以下「直貸申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金貸付申請書（別記第3号様式）及び知事が別に定める書類を、知事に提出するものとする。

（保証人又は担保）

第6条 直貸申請者は、担保を提供し、又は保証人を立てるものとする。ただし、知事が担保を提供させ、又は保証人を立てる必要がないと認めたものについては、この限りでない。

- 2 直貸申請者が団体である場合は、当該団体を構成する林業者のうち当該林業・木材産業改善資金の借受けにより利益を受ける者（利益を受ける者が特定できない場合にあっては、団体の理事等）が前項の保証人となるものとする。
- 3 知事は、必要があると認める場合は、直貸申請者又は直貸貸付けの決定を受けた者（以下「直貸貸付決定者」という。）に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができる。
- 4 第1項の保証人は、直貸貸付けに係る資金を借り受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その数は、貸付金額に応じて知事が別に定めるところによるものとする。

（直貸貸付けの決定）

第7条 知事は、林業・木材産業改善資金貸付申請書の提出を受け、貸付資格認定及び直貸貸付けの決定について一体的に審査し、直貸貸付けを行うことが適当であると認めた場合には、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（別記第4号様式）を林業・木材産業改善資金貸付資格認定書と併せ直貸申請者に交付するものとし、直貸貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を直貸申請者に通知するものとする。

- 2 直貸申請者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書を受け取ったときは、林業・木材産業改善資金借用証書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

（直貸貸付けの決定の取消し）

第8条 知事は、直貸貸付決定者が林業・木材産業改善資金の交付を受けるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該貸付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 第3条に規定する貸付資格を失ったとき。
  - 2 貸付資格認定に係る林業・木材産業改善措置に関する計画の内容を大幅に変更したとき。
  - 3 貸付決定を受けた日から3月以内に林業・木材産業改善資金借用証書を提出しないとき。
  - 4 当該資金を貸付けの目的以外の目的に使用しようとしたとき。
  - 5 当該資金の借受けの際虚偽の申請をしたとき。
  - 6 前2条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
  - 7 前各号に掲げる場合のほか、償還が見込めなくなる重大な事情が生じたとき。
- 2 知事は、前項の規定により貸付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を当該直貸貸付決定者に通知するものとする。

(転貸貸付けの申請)

- 第9条 融資機関（法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）が行う同項の林業・木材産業改善資金の貸付け（以下「転貸貸付け」という。）の申請者（以下「転貸申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金借入申込書（別記第6号様式）を当該融資機関に提出するとともに、林業・木材産業改善資金借入申込書の写しを添えて林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、転貸貸付けに係る貸付資格認定の可否を転貸申請者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に通知するものとする。
  - 3 融資機関は、転貸貸付けを行うために必要な資金の貸付けを受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。
  - 4 既に貸付資格認定を受けている者が当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするときの第1項の規定の適用については、同項中「を添えて林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「及び林業・木材産業改善資金資格認定書の写し」とする。

(転貸貸付けの決定)

- 第10条 知事は、前条第3項の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（別記第8号様式）を当該融資機関に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び転貸申請者に通知するものとする。
- 2 融資機関は、前項の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を受け取ったときは、速やかに、転貸申請者に林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（別記第9号様式）を交付するとともに、林業・木材産業改善資金借受者借用証書（別記第10号様式）により当該転貸申請者と貸付契約を締結するものとする。

(県貸付けの貸付決定の取消し)

- 第11条 知事は、前条第1項の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を受け取った融資機関が、県が行う法第3条第2項の貸付け（以下「県貸付け」という。）に係る資金（以下「県貸付金」という。）の交付を受けるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該貸付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 1 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用しようとしたとき。
  - 2 県貸付金の借受けの際虚偽の申請をしたとき。
  - 3 次条第1項の規定により転貸貸付けに係る貸付決定を取り消したとき。
  - 4 前3号に掲げる場合のほか、償還が見込めなくなる重大な事情が生じたとき。
- 2 知事は、前項の規定により貸付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

(転貸貸付けの決定の取消し)

- 第12条 融資機関は、第10条第2項の林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

を受け取った転貸申請者（以下「転貸貸付決定者」という。）が林業・木材産業改善資金の交付を受けるまでの間において第8条第1項各号のいずれかに該当すると認められたとき、又は前条第1項の規定により県貸付に係る貸付決定の全部又は一部が取り消されたときは、当該転貸貸付に係る貸付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の転貸申請者が林業・木材産業改善資金の交付を受けるまでの間において第8条第1項各号のいずれかに該当すると認められたときは、融資機関に対して転貸貸付に係る貸付決定を取り消すことを求めることができる。
- 3 融資機関は、第1項の規定により転貸貸付に係る貸付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を転貸申請者及び知事に通知するものとする。

#### （県貸付金の交付）

第13条 融資機関は、第10条第1項の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を受け取ったときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（別記第11号様式）及び林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書の提出について（別記第12号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、県貸付金を交付するものとする。
- 3 融資機関は、前項の規定により県貸付金の交付を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付を行うことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

#### （県貸付金の貸付条件）

第14条 転貸貸付の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件のとおりとする。

#### （融資機関の義務）

第15条 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従うものとする。

- 1 林業・木材産業改善資金の貸付の業務を中止し、又は廃止しようとする場合
- 2 林業・木材産業改善資金の貸付の業務の遂行が困難となった場合
- 2 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付に係る債権の保全その他貸付の条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をするものとする。

#### （事業実施報告等）

第16条 林業・木材産業改善資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸付が決定された林業・木材産業改善資金に係る事業の完了後20日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（別記第13号様式）を貸付決定機関（直貸貸付の場合にあっては知事、転貸貸付の場合にあっては融資機関をいう。以下同じ。）に

提出するものとする。

- 2 借受者が共同で貸付けを受けた場合には、前項の林業・木材産業改善資金事業実施報告書に個人別の内訳を明記するものとする。
- 3 融資機関は、転貸貸付けについて、林業・木材産業改善資金事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第 14 号様式）を提出するものとする。

（貸付資格認定の取消し）

第 17 条 知事は、直貸貸付決定者又は転貸貸付決定者が第 7 条又は第 10 条の規定による通知書の交付を受けた後、当該貸付けに係る事業が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸付資格認定を取り消すことができる。

- 1 林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなったとき。
- 2 第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定により貸付資格認定を取り消した場合には、直貸貸付決定者又は転貸貸付決定者及び融資機関に通知するとともに、期限前償還等の手続を行うものとする。

（直貸貸付けの償還方法の変更）

第 18 条 直貸貸付けに係る資金を借り受けた者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（繰上償還、期限前償還及び支払の猶予に係るものを除く。）は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第 15 号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の林業・木材産業資金償還方法変更申請書を提出があったときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めたときは、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書（別記第 16 号様式）により当該借受者に通知するものとし、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該借受者に通知するものとする。

（転貸貸付けの償還方法の変更）

第 19 条 転貸貸付けに係る資金を借り受けた者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（繰上償還、期限前償還及び支払の猶予に係るものを除く。）は、融資機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を提出するものとする。

- 2 融資機関は、前項の林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の提出があったときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（別記第 17 号様式）を提出するものとする。
- 3 知事は、前項の林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、償還方法の変更を認めたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書（別記第 18 号様式）を融資機関に交付するものとする。
- 4 融資機関は、前項の林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書を受け取ったときは、速やかに、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により

当該借受者に通知するものとし、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該借受者に通知するものとする。

(事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還)

第20条 借受者は、事業の実施の結果、貸付金に余剰が生じた場合には、速やかに、繰上償還を行うものとする。

- 2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書(別記第19号様式)を提出するものとする。

(その他の繰上償還)

第21条 借受者は、前条第1項の場合のほか、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書(別記第20号様式)を提出するものとする。

- 2 借受者は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の30日前までに貸付決定機関に繰上償還の通知を行うものとする。
- 3 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出するものとし、繰上償還金を受領した場合には、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

(借受者の期限前償還)

第22条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、借受者に対していつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を定めて期限前償還を請求することができる。

- 1 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - 2 償還金の支払を怠ったとき。
  - 3 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- 2 第20条第2項の規定は、融資機関が期限前償還による償還金を受領した場合に準用する。

(融資機関の期限前償還)

第23条 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、融資機関に対していつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を定めて期限前償還を請求することができる。

- 1 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 2 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき(借受者による貸付金の償還を次条第1項の規定により猶予していたことにより、融資機関が県貸付金の償還を支払期日までに行うことができない場合を除く。)
- 3 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予の申請)

第24条 借受者は、法第10条に規定する理由により償還金の支払が困難であるときは、

当該償還金について支払の猶予を申請することができる。

- 2 前項に規定する申請は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（別記第 21 号様式）に知事が指定する証明書を添え、償還期限（均等年賦支払の場合における各支払期日を含む。）の 30 日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

#### （支払の猶予の決定）

第 25 条 知事は、直貸貸付けについて、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書を受け取った場合は、その内容を審査し、猶予することが適当であると認めるときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（別記第 22 号様式）により当該借受者に通知するものとする。

- 2 融資機関は、転貸貸付けについて、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書を受け取った場合は、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（別記第 23 号様式）を知事に提出するものとし、知事は、その内容を審査し、猶予することが適当であると認めるときは、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（別記第 24 号様式）を交付し、融資機関は林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書により支払の猶予を当該借受者に通知するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による審査の結果支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該借受者に通知するものとする。
- 4 知事は、第 2 項の規定による審査の結果支払の猶予をしない旨の決定をした場合は、その旨を融資機関に通知するものとし、融資機関は当該通知を受けたときは、借受者に対して支払の猶予をしない旨の通知をするものとする。
- 5 市町村長は、第 1 項の規定による支払の猶予を申請しようとする者からの求めに応じ、その申請の事由とされる事項について調査し、事実と相違ないと認められる場合には、証明書を交付するものとする。

#### （違約金）

第 26 条 貸付決定機関は、借受者が支払期日までに償還金又は第 22 条第 1 項若しくは第 23 条の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合（前条第 1 項の規定による支払の猶予をしない旨の決定が償還金の支払期日を過ぎてなされた場合を含む。）には、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 融資機関は、転貸貸付けについて、借受者から徴収した前項の違約金を速やかに県に納付するものとする。ただし、融資機関が当該違約金に係る県貸付金の償還を支払期日までに行った場合は、この限りでない。
- 3 知事は、融資機関が支払期日までに県貸付金に係る償還金又は第 22 条第 1 項若しくは第 23 条の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、借受者による貸付金の償還が前条第 1 項の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに行われなかったときは、当該支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者により当該償還金又は第 22 条第 1 項若しくは第 23 条の規定による期限前償還をすべき金額が支払われた日までの日数を、延滞日数から控除することができる。

4 第1項及び前項の規定による違約金の確定金額が500円未満であるときは、その全額を切り捨てることができるものとする。

(事務の委託)

第27条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務（貸付け、期限前償還及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を岐阜県森林組合連合会又は岐阜県木材協同組合連合会に委託することができるものとする。

(報告及び調査)

第28条 知事は、必要があると認めるときは、借受者又は融資機関から必要な報告を求め、又はその職員に林業・木材産業改善資金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、事務委託機関から必要な報告を求め、又はその職員に委託した事務に関する帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の岐阜県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部改正)

3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成12年岐阜県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表33の項中「林業改善資金の」を「林業・木材産業改善資金の」に、「岐阜県林業改善資金貸付規則(昭和51年岐阜県規則第114号)」を「岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年岐阜県規則第98号)」に改め、同項第1号中「第9条第2項」を「第3条第4項」に改め、同項第2項中「第18条第4項」を「第25条第5項」に改める。

附 則 (平成16年12月28日規則第119号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日規則第149号)

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月24日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年11月4日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 54 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 17 日規則第 50 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 30 日規則第 59 号の 2）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 31 日規則第 76 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 71 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 31 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 3 日規則第 80 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日規則第 71 号）  
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 10 日規則第 203 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 24 日規則第 217 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 24 日規則第 8 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 11 日規則第 53 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 7 日規則第 41 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 16 日規則第 45 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 19 日規則第 72 号）  
この規則は、公布の日から施行する。